

新潟県における佐渡市特定施設待鶴荘の 監査結果についての臨時記者会見 記録

平成 31 年 3 月 20 日(水)

午後 2 時～午後 2 時 48 分

発表案件

皆様急遽お集まりいただきましてありがとうございます。佐渡市が運営いたします養護老人ホーム待鶴荘内に開設しております介護保険事業所「佐渡市特定施設待鶴荘」におきまして、平成 30 年 12 月 6 日、新潟県による介護保険サービス事業者等の現地監査が実施されました。その中で、特定施設入居者生活介護事業の介護報酬のところで不正請求があることが発覚いたしました。このたび、このようなことが起きてしまったことに関しまして、この場を借りましてお詫び申し上げます。大変申し訳ございませんでした。詳細については着座にて説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回の不正請求の内容といたしましては、特定施設入居者生活介護としまして、介護保険サービスが必要な入居者に提供する佐渡市待鶴荘訪問介護事業所において、本来有資格者が提供する訪問介護サービスを無資格の者が提供していたにもかかわらず、有資格者が提供したように記録を書き換えるなど、本来請求できない介護報酬及び利用者負担金を請求しておりました。また、この不正請求は、関係職員への聞き取り調査から、介護事業所を開設した平成 18 年度から行なわれていたことが判明しております。現在、平成 18 年度の事業所開設時から関係した全職員の聞き取り調査による事実確認を始め、すすめているところであります。

次に、本日までの経過と新潟県の監査結果について説明させていただきます。平成 30 年 12 月 6 日、佐渡市特定施設待鶴荘において、何らかの不正があるとの疑いから、新潟県国保・福祉指導課及び高齢福祉保健課による実地での立ち入り検査を受け、待鶴荘関係職員への聞き取り、書類の確認が行なわれた後、関係する書類を監査資料として提出させていただきました。その後、引き続き新潟県による書類監査が行われ、2 月 4 日に所管する事業所を指導・監督する保険者、これは佐渡市でございます。保険者として県の監査内容の報告を受け、その際「市においても同期間分について自主点検を行い、2 月末日までに県に報告するよう」との指導を受けました。以降、佐渡市において自主点検を実施し、2 月 27 日に新潟県にその点検結果を報告しております。また、時効により返還請求が消滅していない 5 年分の介護報酬、利用者負担金の返還を行なうこととして、監査を受けた 2 年分を含めた 5 年分の自主点検を引き続き行い、その結果を 3 月 18 日に新潟県のほうに報告するとともに、再発防止に向けた改善策と今後の運営方針について協議を行っているところでございます。次に、新潟県の監査結果についてでございますが、3 月 18 日に佐渡市の高齢福祉課長、待鶴荘施設長が県庁において監査の内容説明を受け、監査結果通知及び聴聞実施通知を受領いたしました。正式な処分は聴聞の機会を経て決定されますが、現時点で予定されている処分として、指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の指定の一部効力停止によりまず新規入居者に対する介護報酬請求停止 3 か月となる見込みであり、大変に重大な処分内容となっ

ております。

介護報酬及び利用者負担金の返還金につきましては、正式な処分の決定がなされた時点で返還金額が決定されることとなりますが、市の自主点検の結果におきましては、5年間分の不正請求として1万2,600件、金額にして1,186万円程度の返還と返還にかかる2年分の加算金が発生する可能性がございます。また、市が介護保険法の事業所指定を行い、指導監督する佐渡市待鶴荘訪問介護事業においても新潟県と同等の処分を行うこととしております。

入所者への対応については、今後の処分による影響がないよう、他の介護サービス事業所を利用しながら入所者の処遇を最優先して施設運営を行ってまいります。

今回の事案については、介護報酬及び利用者負担金の5年分、約20万件を越える関係書類の自主点検に相当な時間を要したため、本日の報告となってしまいました。

今後このような事案が再発しないよう、管理体制の見直し、職員の法令遵守についての意識改革を行い、入所の皆様によりよいサービス提供ができるよう、事業運営の抜本的な改革を行うとともに、今後さらに聞き取り等、検証・確認作業をすすめ、今回の事案についての原因究明と今後の運営形態を精査していきたいと考えております。その後本事案に関係した職員に対して、追って厳重な処分を行います。

本件に関しまして、待鶴荘の入居者、ご家族の皆様にご迷惑をおかけし、また、市民の皆様の信頼を裏切る行為を起こしたことを深く反省するとともに、今後の再発防止に向けて取り組んでいく所存でございます。改めて本件について深く反省しお詫び申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。これまでの対応経過については、概略以上でございます。

質疑応答

記者：

施設の責任者はどなたになるんですか。

市民福祉部長：

施設全体の責任を負っておりますのは、施設長である加賀のほうでございます。現在は加賀でございます。

記者：

そちらの方ですか。

市民福祉部長：

はい。

記者：

職員数と現在の入所者数を教えてください。

待鶴荘施設長：

現在、職員数総勢で43名ということであります。入居者が76名であります。

記者：

今回の不正の対象は訪問介護ですよ。訪問介護のサービスを受けてらっしゃる方ってのは何人いるかわかりますか。

待鶴荘施設長：

訪問介護を受けられている方は43名です。

記者：

今回の無資格、有資格とかその資格の名前を教えてください。

待鶴荘施設長：

資格の名前は、介護福祉士またはヘルパー2級、ヘルパー資格、それとあと初任者研修修了者があります。

記者：

要するに介護福祉士の資格のない方が、介護サービスをやったってということでよろしいですか。

市民福祉部長：

今の質問ですが補足させていただいてよろしいでしょうか。ヘルパーの資格、初任者研修修了者でございます、訪問介護を行う部分が。それと、これは旧ヘルパー資格2級というものがございまして、これらの今もそれ以上の資格を有してる方がサービス提供をやるということでございますので、今回の場合は全く資格を持っていない人ということでございます。

記者：

介護福祉士の資格もないし、ヘルパー2級も持っていないということで……。その無資格の職員ってのは何人いるんですか。

待鶴荘施設長：

1人でございます。

記者：

現在もいらっしゃるわけですか。

待鶴荘施設長：

現在もいらっしゃいます。

記者：

それとお金を返す、要するに被害者がどなたかってことなんですけども、介護報酬はどこから出てどこに返すことになるんですか。

高齢福祉課長：

歳入につきましては、特定施設の収入ということで一般会計に入っています。で、一般会計から介護保険の特別会計のほうへ返還するという形になります。

記者：

国によってことですか。どこの一般会計ですか。

市民福祉部長：

現在、この今回の事案となっております特定施設のお金というのは一般会計の中で受入れをしております。今回返還を命ぜられた場合については、そのお金というものは保険者である市の介護保険特別会計でございます。こちらのほうに返還となります。返還を受けたお金については、この約半分のお金というものが保険料でまかなわれております。で、保険料のうち、概ね28%程度のお金というのが2号被保険者保険料として入ってございます。で、残り50%については国、県、市とい

う分担になってございまして、入ったお金もその割合に応じて返還をしていくということになります。ですから、国費で入っておる部分っていうところは国に返しますし、県費、それと市の一般会計のほうに返還をしていく。あと、2号被保険者保険料というのは、社会保険報酬支払基金というものが集めておりますので、そちらのほうに返還ということになるということでございます。

記者：

そうすると最終的にはまだ確定してないということですが、時効にかからない5年間の1,186万円の返還先は国ないし県ないし市ということで、その内訳を教えてください。

市民福祉部長：

先程の返還額でございますが、返還額のうち、先ほども申し上げましたように報酬については半分が公費、それから半分が保険料となっております。で、公費、国の分につきましては20%でございます。それから県12.5%、それから市12.5%ということでありますが、今回の特定施設入居者生活介護につきましては、5%ずつ県と国への調整がございます。ですので、県が17.5%、それから国の方が15%という割合で返還をするという形になります。それから2号被保険者保険料につきましては、現在は27%の割合でございますけれども、今回対象になる部分というものについては、だぶる期間がございます。28%ないし27%の割合で返還をしていくということで、今回額が確定いたしますと、その割合で返還をしていくということになります。

記者：

もう一度ちょっと説明してほしいんですが、1,186万を返さなきゃいけない、現時点でね、そのうち半分が公費ということは、もう半分は誰に返すんですか。

市民福祉部長：

保険料のほうでございますので、当然、1号被保険者といわれる65歳以上の方からご負担をいただいておりますし、2号被保険者保険料、これは40歳から64歳までの方が健康保険と一緒に保険料として納めていただいております。この部分に返還をしていくということになります。

記者：

保険料会計に返還をするということ。

市民福祉部長：

保険料につきましては、保険料会計といいますか、その返還額を一般会計のほうから介護保険特別会計のほうに移します。で、介護保険特別会計のほうは平常であれば介護給付の実績に応じて先ほど申し上げました率により返還をしていきますが、今回の場合、率により返還を介護保険特別会計のほうからしていくということになります。

記者：

先程の無資格だった1人という方はどういう立場の方でしょうか。

待鶴荘施設長：

特定施設のほうに配置されてる方です。

記者：

待鶴荘のほうには拉致被害者の曾我ひとみさんもいらっしゃると思うんですけども、この方ではないんですか。

待鶴荘施設長：

違います。

記者：

あと記録の書き換えのところなんですけども、どういった手法で書き換えていたのか、誰が指示したのかというのは今どこまではっきりしてるものなんでしょうか。

待鶴荘施設長：

書き換えというよりも、名前を借りて使ったということでありまして、指示というのはなかったんですけども、本来なら訪問介護サービス提供者は先ほどもありましたけども、有資格者でなければならぬところを無資格の方が提供して、サービス提供の記録のところには有資格者がやったように記録していたというところでありまして。

記者：

誰の指示なのかというのは。

待鶴荘施設長：

指示というのはなくて、今まで聞き取った中で平成18年からあるかということで、職員が慣例的にこのような書き換えがずっと行われてきたというところでありまして。

記者：

なぜこれまで発覚なり改善なりがされなかったのか、その理由はどこにあるのでしょうか。

待鶴荘施設長：

いくつか改善の機会があった、その時に話があったような記録がありますけども、改善されなくてそのままずっと来たというようなことであります。

記者：

改善の提案が何回もあったと思うんですけども、その時なぜ改善されなかったのかをお伺いしたいんですが。

待鶴荘施設長：

職員の聞き取りの中で、いくつか改善をされるように提案がなされていたんですけど、改善がなかったということは、慣例的なことで流れでいったのかなと思います。

高齢福祉課長：

経過の説明の中にもありますが、何度か職員のほうからの提案があったということで本来その時に私どものほうに相談していただいて改善する機会もあったんですが、結局その中で、そもそもこの出発というのがサービス収入が思ったより入らなかったというのがありますし、その部分をどういうふうにして確保するかということもあったのかなと思います。あと、やはり職員が法を守らなければいけないといったその辺の最低限のマナー的なものが欠如していたのかなというふうに思っております。あくまでも法に基づいてサービスを提供しておりますので、そこは一番守るべきものだったというふうに感じております。

記者：

それと収入が少ない状況で、それを補うために悪いこととは思いつつもやり続けてしまった、その法律に対するモラルがなかったという、そういうことでよろしいですね。

高齢福祉課長：

スタートの18年の10月の制度改正によりまして、ニーズとか提供体制から考えると、もう少し収入が上がっていいのかなというところがこの事件のはじまりなのかという感じもします。

記者：

今一連の話を聞いて間違いなく組織ぐるみでやったことですね。現在の加賀さんでさえも非公開で事務所で聞いてても何の処置も打たなかったということは、そうして収入を上げるっていうのは組織でやってたってことですね。これについてどのように思ってるか。

市長：

そこにつきまして、現施設長が昨年の段階でそういう職員からの声を聞いて、そこで対応しなかったというのは施設長も認めているとおりでございますが、それ以前も今わかっているだけで2回ほどもっと前の段階、平成20年中盤ぐらいの段階でもそういう声が上がったという記録等は一部残っております。そのところについて、実際その平成18年度のスタートの時点からどのような流れでこういう状況が続いていたかということについては、これ今回県とのやりとりも含めて非常に慎重な対応が必要でしたもので、今日時点までは本当のごく一部の関係者にしか調査しておりません。これからもう既に退職なさったOBの方も含めて、この平成18年度から関係していた方々に可能な限り聞き取り調査等をこれから本格的にやるしかないという状況でございますので、その結果が調査が現状まだ全部進んでいない中で、ちょっと推測でいうわけにはいかないんで、ここは調査を待って改めてしっかり時系列も含めて、はい。

記者：

現在やってるわけだから。前の辞めた人の話はもうさしておいても、今勤めてる人はこれ知らないわけじゃないでしょ。だって、そういうことをやってならないということは当然職員ならわかってるはずですよ。

市長：

これはちょっと詳細はまた補足してもらいますが、全職員が把握していた案件ではないと聞いています。

記者：

全職員じゃなくても例えば加賀さんは絶対把握しなきゃならないわけでしょ。

市長：

ですから、ここにいる加賀については、そこで少なくとも直接そういう声を耳にしたその時点で即座にこちらの本庁側も市民福祉部のほうへもちゃんと説明、報告した上ですぐ対応をすべきであったと、ここについては大変遺憾に思っておりますし、これは職務上あってはならない怠慢だというふうには思っています。ただ、それ以前の部分については全部ここは現施設長は直接やり取りできてますので情報は把握してはいますが、それ以前のところについてどういう流れでこれまで続いってきたのかというところを今名言できる状況にないということで最初言わせていただいたわけでご

ざいます。どちらにしろ職務怠慢についてはもう厳しくこちらとしても今後対応していかなければいけないと思いますし、一番都度都度その部分が一部わかる状況があっても、対応してこなかった年数が長く続いていたというのは客観的に見て間違いありませんので、これはもう長期的にその全員が知ってなかったとは報告を聞いていますが、完全に慣例化してそれが当たり前の作業になっていたという部分では、もう何ともあってはならない案件だと思っています。

記者：

一福祉士からは是正の提案が何回かあったってことじゃないですか。ということは、これは当たり前じゃないってことはその時点でもうわかってたんじゃないですか。

市長：

だから聞いている側は、当たり前じゃないとは思ったんだと思います。ただ、そこに対して、こちらの本庁側へも過去ずっと長い間それが見えた時も全く報告がないまま 10 年以上続いていたというのがこれ現実でございますので、ここについては本当に行政としてあるまじき状況が続いていたところはもう深くお詫びするしかないと思います。

記者：

加賀さんにちょっとそのところについて、いかがですか。

待鶴荘施設長：

今市長が言われたとおり正に私が聞いたときにすぐ報告しなかったという部分で非常に重大な事件で反省してるところであります。それで9月において書き換えの是正をやらせていただいたということでもあります。

記者：

その無資格者がサービスをする中で、何か利用者の方に怪我をさせたとかそういうトラブルはなかったのかどうなのかということについて。

待鶴荘施設長：

トラブル等は一切ございません。

記者：

それとあともう一点、類似の不正が行われている可能性というのは、市が現在やっていらっしゃる他の施設でないんでしょうか。既にお調べになっているんでしょうか。

市民福祉部長：

他の施設は厳格に介護保険法を守っております。その点については今市でやっている介護関係のものですと特別擁護老人ホーム歌代の里それから介護老人保険施設すこやか両津がございます。この2つの指導監督者は新潟県でありまして、かなりの頻度でその辺りの指導を受けておりますので、そこは問題ないということで考えております。

記者：

その他の施設と今回の待鶴荘の違いというのは指導機関が違うというのがあるんですか。

市民福祉部長：

歌代の里、すこやか両津という部分については介護保険法の施行当時から介護保険施設でござい

ました。ここについてはある程度資格を持っていないと報酬の増もないというような仕組みになっておりますし、そのところを厳格に考えて運営をされております。今回の18年の10月から特定施設入居者生活介護というのが待鶴荘で始まりました。これにつきましては、施行当時から対象になっておったものではございません。ですので、この時点で初めて今まで養護老人ホームというのは介護上の世話というものが仮にあったとしても、それは介護報酬に全然関係なかったものですから、ある程度資格がない人もお願いをしながら世話をしておったという部分でございます。特定施設入居者生活介護に入りまして、この部分に関しては特に資格は必要はなかったんですけども、訪問介護事業所を設けた時点で、その時点ではこのヘルパーの資格を持っておられる方であれば本来介護にあたれないというところではございましたので、ここの関係が疎かになっておった部分ではないかと感じております。

記者：

先程の施設のほうから名前を借りて行っていたというお話がありましたけど、どういう方から名前を借りていたんですか。

待鶴荘施設長：

資格のある方の名前です。

記者：

その方はその施設にいる方なんですか。

待鶴荘施設長：

施設に勤務されている方です。

記者：

先程43人と職員数をおっしゃってたんですけど、待鶴荘といわれる中に3つの事業所があるというお話であったかと思うんですが、これ43名ってのは総数の人数でございますか。それとも、この介護保険事業所の真ん中のピンクの部分で43名ではないですか。

待鶴荘施設長：

この図でいいますと、白い部分のところが養護老人ホームのところでありまして。その職に関係する職員が20名。それとあと特定施設、このピンクのところが10名、それでこの緑のところが12名でございます。

記者：

それで、今回の監査は過去2年間分が行われたというお話だったかと思うんですけども、職員体制としては過去2年間変わってない理解でよろしかったでしょうか。

待鶴荘施設長：

概ね変わっていません。

記者：

あと一点だけ。いわゆるこの図でいうところの緑の方が入居者に介護サービスを行うことが、いわば訪問介護にあたるという理解でいいんですよね。

待鶴荘施設長：

はい。そうです。

記者：

今ほど人数のご説明あったんですけども、20人、10人、12人を足すと42人になるんですが、それはあともう一人・・・。

待鶴荘施設長：

すみません。訪問介護のところが13名です。申し訳ございません。

記者：

今回1,186万円の他に加算金もあるというようなご説明ですけども、大体何万円くらいの加算金が発生する見込みなんでしょうか。

高齢福祉課長：

2年分の返還分についての加算金ということで、加算金につきまして約184万円ほどです。

記者：

約184万円。

高齢福祉課長：

はい。ただこの加算金につきましては時効の関係もあるものですから、請求から2年という形になりますので、この請求日が変わりますとまた変更の恐れもあります。

市長：

あくまでも、まだ確定数字ではないということだけをお含みおきください。

記者：

この記録の書き換えなんですけども、この記録というものは公文書にあたるんですか。

待鶴荘施設長：

はい。

記者：

そうすると公文書の偽造行為ってことになるんですか。

市民福祉部長：

当然介護保険法上で、これを残さなければならないということでございます。どの事業者もこれに関わらず訪問介護事業者等全て記録を残さなければならないことになっておりますので、その部分では、法上の必要書類の書き換えということにあたるかと思えます。

記者：

そういうこと聞いてるんじゃないなくて、公文書にあたるってことなんで、公文書の偽造にあたるのかって聞いてるんです。つまり実在する別の人物の名前を書いているわけですよ。別の人物が訪問介護サービスをしたように装って虚偽の文書を書いている、それを偽造って言わないんですか。公文書偽造にならないんですか。

市民福祉部長：

その定義で公文書とこれをいうかどうかとの少し今ちょっと私答える材料を持ち合わせてございませんが、あくまでも虚偽のものを書いたということは偽造という答えになります。

記者：

そうすると公文書偽造罪って犯罪の可能性が出てきますよね。刑事告訴についてはどのように考えてますか。

市民福祉部長：

その点については、市長が先ほど申し上げましたように、我々全員の事情聴取を終えて、きちんと弁護士さんと相談をしていって対応したいと思います。その辺りが今の段階でどうするというのをまだ明確に決めておるわけではございません。

記者：

それと、さっき言った返還額の中には利用者から直接もらった利用料ってのが入っていないわけですよね。いわゆる利用者の負担金。それは返還しなくてもいいんですか。

高齢福祉課長：

基本的に利用者の方の負担割合1割分ありますので、その1割分についても返還をさせていただきたいと思います。

記者：

確認ですけど、さっきの金額にはそれは入っていないんですね。

高齢福祉課長：

入っておりません。

記者：

どれくらいになりそうですか。

市民福祉部長：

5年間で総額が1,186万7,920円と今県に5年間の総額の報告をしております。この1割が返還にあたると思います。ですので、118万6千792円程度と考えてございます。

記者：

じゃあこの資料による1,186万円は、利用者への返還のも1割入ってるってことですね。

市民福祉部長：

そういうことでございます。

記者：

少なくとも5年間で1名の方っていうのは、ずっと同じ方なんですか。

待鶴荘施設長：

同じ方です。

記者：

そちらの方は、ご自身ができないってことは認識されてたんですか。法的にはできないってことを認識してて、市からやれって言われてやってたんですか。

待鶴荘施設長：

これは慢性的にやられていることで、本人の誰からやれという指示というのはなかったと聞いております。

記者：

やれって言われぬのに自身でやってたんですか。

待鶴荘施設長：

そういうものが継続的にずっと行われていたようです。

記者：

できないってことはご本人はご存知なんですか。

待鶴荘施設長：

本人は知っていたと思います。

記者：

できないのに私は絶対やると言ってやったんですか。やれって言われてやったんですか。

待鶴荘施設長：

特定施設というところに配属されているもので、そこは資格がなくても介護の業務ができるもので、そこに配置をしていて勤務をされています。

記者：

違法なことをご存知でしたよねってさっきお聞きしましたら、知ってるって言われたじゃないですか。本人は。

市民福祉部長：

すみません。私の方から説明させていただきます。私が報告を受けておる部分につきましては、ご本人は全くどこの、例えば特定と介護の事業所の部分、世話はするというはやっておりましたが、どこをやっておるのかというのがわからなかったという部分であります。ですので不正の認識がなかったと私のほうでは報告を受けていますのでそういうことだと思います。

記者：

では今回こういう話ができて、ご本人さんなんて言われてるんでしょう。

待鶴荘施設長：

今本人のほうには直接話してはしません。

記者：

知らないんですか。こういうことに今なってることを。

市長：

先程も言いましたように、こうやって公表してから個別本人への聞き取りを始めようと考えておりましたので、これから本人への聞き取り等もスタートするという状況でございますので、この件まだ待鶴荘の職員の皆様も、現状まだほとんど、こういうことが起きていることをまだわかってない職員も沢山います。そこをこれから本人に対してももう一回しっかり聞き取りはこれから始めるということでございますので、もう少しそこは時間いただければと思います。

記者：

知らないでやってたんじゃなくて、だめなのをやらせてたんでしょ。それをはっきりしないとその方が悪いみたいな言い方されて、今おかしいですよ。だって内部でおかしいんじゃないかっていう声も何回もあったのに、それをそのままやらしたってことは、その方が間違ってるんじゃないかって、施設がやらせてたんでしょ。

高齢福祉課長：

私の方も今現在いる方のお話を聞きまして、そもそも最初の出発というのは施設のほうから指示をされたということで、ただ現在については先ほども説明ありましたが、その特定施設の従事者でありますので、本来特定施設でその業務にあたる分については資格がいりません。それは結局その施設側の指示で訪問介護のほうの事業にも回ってたと。その分については名前の書き換えがあったとのことであります。

記者：

具体的にその訪問介護ってのはどういうサービスをされるんですか。ここにあるように入浴の介護ですか。

待鶴荘施設長：

入浴もそうですし、あといわゆる身体介護がある。身体介護と生活介護をこの訪問介護事業所で行っております。

記者：

身体介護、生活介護の、その具体的な例えば食事を食べさせたりとか、そういうようなことになるんでしょうか。

待鶴荘施設長：

主にオムツ交換とかポータブルのトイレの清掃とか洗濯とかそういうものを主にやります。

記者：

県の予定される処分見込の内容についてなんですけど、これは新規入居者に対するというのは現在入居されてる方には影響はないということなんでしょうか。

高齢福祉課長：

特定施設待鶴荘の中で現在その要支援、要介護で介護サービスを受けている方は現在のままサービスの提供を受けれます。新規に要支援、要介護になった方へのそのサービスの提供というのが3か月停止ということになります。

記者：

処分内容としてはその3か月の停止っていう部分で、その前に書いてある指定の一部効力停止に伴ってこれができなくなるっていう理解でいいんですよ。

高齢福祉課長：

はい。そのとおりであります。

記者：

何回も申し訳ないんだけども返還金額なんだけど、国、県に1,186万円で、その他の加算金ってどこに。加算金も国、県に。

市民福祉部長：

加算金につきましては、国、県ではなくて、これについては保険者側が徴収するという形になりますので、保険者になります。ただ、国、県に・・・。

記者：

保険者って・・・。

市民福祉部長：

保険者というのは佐渡市の介護保険です。で、返還額を確定する際には、この部分については返還をしなくてもよいということになります。

記者：

加算金も返還する・・・。

市民福祉部長：

市の介護保険の、これはいわゆる不正のペナルティとして加算をさせられるものでございますので、この加算については受け取った保険者側で処理をしていくということになります。で、当たり前前の率については後でちょっとコピーをさせていただきますので、これで国、県等の返還額についてはお願いをしたいと思っております。あくまでもまだこれは我々が報告をした段階の額でございますので、県がどのような部分で確定額を・・・。私どものほうに通知をした額とはちょっと異なるかとは思いますが、その辺り確定額ではないことをご容赦願いたいと思っております。

記者：

利用者に対する1割ですか。1割もこの1,186万円の中に入ってるんですか。

市民福祉部長：

そういうことでございます。これはいわゆる給付にかかる10割のお金でございます。

記者：

じゃあこれ国、県と利用者1,186万円・・・。

市民福祉部長：

はい。そういうことでございます。利用者には1割相当をお返ししますし、その他のいわゆる介護給付と言われる部分の給付費については、国、県等に返すということでございます。

記者：

その総額が1,186万円がいいんですか。

市民福祉部長：

今の見込みはそういうことでございます。

記者：

平成18年度から現在の加賀施設長まで、施設長は何人交代されたのでしょうか。

待鶴荘施設長：

5名います。

記者：

加賀さんが5人目ってことですか。

待鶴荘施設長：

6人目です。

記者：

今後の聞き取りの調査対象なんですけど、関わった可能性がある職員の数ってのは何人くらいなんでしょうか。18年度から。

市民福祉部長：

ちょっと名簿が今ありますんで、その数を終わりの方でまた報告させていただいてよろしいでしょうか。

記者：

不正があった全期間の不正の件数と不正に請求した額の総額はおわかりになりますでしょうか。

市民福祉部長：

今申し上げた額よりちょっとさかのぼることができない状態ですので、いわゆる不正の総額というものはちょっと出してごさいません。

記者：

なぜ、さかのぼることができないんでしょうか。資料が残っていないとかそういう状況なんでしょうか。

市民福祉部長：

給付費等は5年間の保存ということになってございます。ですので多少1～2年分の余分はあっても、それ以前の部分が確認できない部分がありますので、不正の総額ということが18年の11月以降ということになりますけれども、ちょっと出せないということでございます。

すみません、各年度の今名簿は持っております。それにはダブリがあるわけです。各年度で。実数を出しにくいものですから、時間いただきたいですがよろしいでしょうか。

それと先ほどの公文書となるかどうかという扱いの関係ですが、公文書と考えられるということで、うちの法規の係のほうと今確認をしました。ただ、顧問弁護士ともう一回確認をして再度また確認をしていきたいと考えております。